各都道府県文化財主管課 御中

文化庁文化資源活用課

### 文化財石垣基礎診断実施要領(案)の公開について

平素から文化財保護行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

文化庁では、令和3~4年度に『石垣の耐震診断指針策定事業』として石垣の耐震診断指針について協力者会議を設置し、令和5年7月に「文化財石垣耐震診断指針(案)」「同 予備診断実施要領(案)」「同 対処方針策定要領」を公開しました(令和5年7月5日事務連絡「石垣の耐震診断に関する指針・要領(案)の公開について」)。

令和5年度は具体的な解析手法を示す基礎診断について議論してきましたが、このたび、「文 化財石垣基礎診断実施要領(案)」としてとりまとめ、文化庁ホームページで公開しましたので お知らせします。

### (今回公開)

- ・文化財石垣基礎診断実施要領(案)…具体的な解析による石垣の耐震診断 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/94117101 02.pdf (参考:公開済)
- ・文化財石垣耐震診断指針(案)…石垣耐震診断全体の流れ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/93911801 01.pdf
- 文化財石垣予備診断実施要領(案)…城郭の管理者が行う簡易診断
  https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/93911801 02.pdf
- 文化財石垣対処方針策定要領(案)…診断後の安全確保の方針策定
  https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/93911801 03.pdf

石垣を有する城郭の管理者におかれては、これらを試行いただき、石垣の耐震対策の一助と していただくとともに、御意見等をいただければ幸いです。

また、安全対策に関しては、これらを参考に検討し、危険が想定される場所については関係者の認識共有、利用者・見学者への注意喚起についてもご検討ください。

<本件担当>

文化庁 文化資源活用課

電話:075-451-4111 (代表)

文化財防災推進係 山本、前川(内線9673)

震災対策部門 西岡、玉井(内線9686)

整備部門 岩井、中井、小野(内線9688)

文化財第二課文化的景観部門 市原(内線9770)

e-mail: taishin@mext.go.jp

# 石垣の耐震診断指針策定事業

史跡や国宝・重要文化財の基礎をなす城郭石垣は、地震時に崩壊する恐れがあるが、耐 震性を判断するための具体的な指針がなく、早急に耐震診断指針を示す必要がある。

このため、熊本城の災害復旧等で得られた既存の知見を活用し、全国の城郭石垣の調査 分析を加えることで、石垣の耐震診断指針を作成する。

# 石垣の耐震診断指針策定に関する協力者会議 ◎座長、○副座長

- ○北野 博司 (東北芸術工科大学歴史遺産学科教授)
- ◎腰原 幹雄 (東京大学生産技術研究所教授)

西形 達明 (関西大学名誉教授)

橋本 隆雄(国士舘大学理工学部理工学科まちづくり学系教授)

長谷川 直司 (元国土交通省国土技術政策総合研究所シニアフェロー)

## 文化財石垣耐震診断指針(案)の概要

特別史跡・史跡のうち、中・近世城郭の石垣及び重要文化財(建造物)の基礎となっている石垣の耐震対策を進めるにあたって推奨される標準的な手法を示すもの。

- ○三段階の診断方法
- <予備診断>(詳細は文化財石垣予備診断実施要領(案))

外観目視、簡単な計測から管理活用方法の改善、基礎診断の必要性の有無を判断する診断。 石垣管理者による診断を想定。調査表に従い点数をつける簡単な手法で診断。

基礎点項目(石垣の形状、過去の履歴)、変状点項目(石垣の変状)で構成。点数で判定。

#### <基礎診断>

非解体あるいは部分的な調査により地盤の性状、石垣の形状、性状を把握した上で実施する診断。

診断の実施者は、石垣管理者から土木コンサルへの委託を想定。

築石の安定性評価(転倒、滑動)(累積示力線法による)等の工学的な解析を想定。

#### <専門診断>

修理にあたっての補強や安全対策工の検討、設計のために行う診断。地盤の物性値、石垣 背面の構造などより詳細な調査を行って解析を行う。

診断の実施者は、石垣管理者から十木コンサルへの委託を想定。

基礎診断に準ずる手法その他より実情に応じた適切な手法による診断を行う。

○対処方針(詳細は文化財石垣対処方針実施要領(案))

予備診断の結果を受けて策定。人的安全性と緊急度の判断を目的とする。

石垣管理者が策定。

活用方針の見直し、経過観察(変位観察・動的観測(モニタリング))からなる。

○安全対策工・補強の考え方、留意事項